

京都市内の公共交通や貸切バスの感染症対策

京都市内の公共交通(市バス・地下鉄、民営バス、タクシー等)や貸切バスにおいては、各事業者がそれぞれ、車内の抗菌・抗ウイルス加工、消毒や換気の徹底など、利用者の安心・安全を確保する様々な対応策に取り組んでいます。

修学旅行生のみなさんには、京都の交通機関を安心して御利用いただき、車窓からの景色を含め、移動の時間もぜひ楽しんでいただきたいと思います。



イ 貸切バスにおける感染症対策

参考となる業種別ガイドライン

「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」((公社)日本バス協会)
「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)

国土交通省のリーフレット

令和2年10月13日付け国土交通省事務連絡「修学旅行等の学校行事におけるバスの利用について(依頼)」に基づき、文部科学省から各教育委員会に通知

修学旅行等で
貸切バスをご利用の皆様へ
安心してご乗車ください

貸切バスは換気が優れた
消毒が徹底された乗り物です

約5分で車内の空気が入れ替わります

新幹線と同じレベルの高い換気性能です

車内のすみずみまで消毒を徹底しています

すり等お客様が手を触れる箇所を入念に消毒しています

貸切バスにおける消毒をよりナイスな予防の指標をご紹介します

バスの座席の間隔は空けなきゃダメなの?
A 上に書いたような換気、消毒や座のエチケット等の対策により
座席の間隔を空けることなくご利用いただけます

会話や飲食を控え、マスク着用、手指消毒にご協力お願いいたします

NBA 公益社団法人 日本バス協会

ReseMOM

(表面)

貸切バスに関する相談窓口
一般社団法人 京都府バス協会
電話 075-691-6517
FAX 075-681-9499

バス協会の相談窓口一覧	
京都府バス協会	075-691-6517
奈良県バス協会	073-452-2111
滋賀県バス協会	074-322-2111
福井県バス協会	077-522-2111
岐阜県バス協会	052-222-2111
愛知県バス協会	052-222-2111
三重県バス協会	059-222-2111
静岡県バス協会	054-222-2111
長野県バス協会	052-222-2111
群馬県バス協会	050-222-2111
栃木県バス協会	028-222-2111
埼玉県バス協会	048-222-2111
千葉県バス協会	047-222-2111
東京都バス協会	03-522-2111
神奈川県バス協会	045-222-2111
大阪府バス協会	06-222-2111
兵庫県バス協会	070-222-2111
京都府バス協会	075-691-6517
奈良県バス協会	073-452-2111
滋賀県バス協会	074-322-2111
福井県バス協会	077-522-2111
岐阜県バス協会	052-222-2111
愛知県バス協会	052-222-2111
三重県バス協会	059-222-2111
静岡県バス協会	054-222-2111
長野県バス協会	052-222-2111
群馬県バス協会	050-222-2111
栃木県バス協会	028-222-2111
埼玉県バス協会	048-222-2111
千葉県バス協会	047-222-2111
東京都バス協会	03-522-2111
神奈川県バス協会	045-222-2111
大阪府バス協会	06-222-2111
兵庫県バス協会	070-222-2111

(裏面)

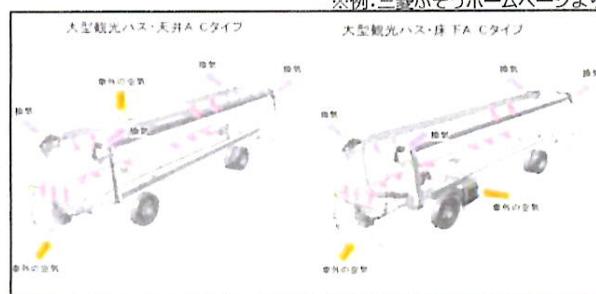
修学旅行に配慮した感染症対策の取組例

取組例① 車内対策

- ・車両の抗ウイルス・抗菌加工(各社の状況に応じ、順次)
バス車両において、手すり・座席シートなどの車内全般に抗ウイルス・抗菌加工を実施し、ステッカーを車外に掲出
- ・車内の消毒液、抗菌おしごり等の設置 **写真A**
- ・運転席とその後部座席との間の飛沫防止シート(仕切り版)の設置
- ・利用者の降車時や入庫後の車内清掃や消毒、窓開け換気
- ・外気導入モードによる車内換気(約5分で室内の空気を入れ替え)、乗客降車時の窓開け換気



写真A



※例:三豊ふそうホームページより

- ・通路での滞留防止の工夫(小グループに分かれての乗車、車内アナウンスによる降車時の順次の離席)
- ・できる限りの配席の工夫
 - * 学校の御希望やバスのチャーター数等によるため、必要に応じて、旅行業者やバス事業者と事前の連絡調整をお願いします。

<参考>各輸送機関の座席について

「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」においては、

- ・乗り物内の換気機能を最大限に作動させ
- ・全員がマスクを着用し、会話を控えめにすること を前提として、
- ・1人1席ずつの座席利用を基本とする

とされています。

取組例② 乗務員(ドライバー、ガイド)の感染防止

- ・出庫・入庫点呼時等、通常の健康状態のチェックに加え、検温の実施
- ・乗務中のマスク着用
- ・手洗い、手指の消毒、うがいの励行
- ・荷物積込み時のドライバーの手袋着用
- ・ガイドの前向き着席(マスク着用のうえ、配席の工夫を行えば、利用者のニーズに応じた対応は可能)

ウ 市バス・地下鉄(京都市交通局)における感染症対策

参考となる業種別ガイドライン

「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」((公社)日本バス協会)

「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」

(鉄道連絡会)

感染症対策

取組① 市バス・地下鉄車両や地下鉄駅の消毒・換気対策等

○車両及び駅の消毒措置

市バス・地下鉄車両のつり革・手すり、地下鉄駅のエスカレーター・階段の手すりなど、利用客が触れることが多い場所の定期消毒を実施(車両は2週間ごと、地下鉄駅は毎日)。

○車両の抗ウイルス・抗菌加工

市バス・地下鉄全車両において、つり革・手すり・座席シートなどの車内全般に抗ウイルス・抗菌加工を実施し、下記のステッカーを車内に掲出



○車内及び駅の換気対策等

(1)市バス車両

- ・換気扇を常時稼働させるとともに、車内の窓の一部を開放
- ・運転席後部へのビニールシートの設置
- ・左最前列客席の使用を中止するとともに、右最前列客席の混雑時以外の御利用を控えていただくよう案内文を掲示

(2)地下鉄車両及び駅

- ・車両の換気装置の常時稼働又は車内の窓の一部開放を実施
- ・各駅に設置している換気装置を稼働
- ・各駅の有人窓口にアクリル板を設置

○アルコール消毒液の設置

- ・利用客の多いバスターミナルや地下鉄全駅(34箇所)にアルコール消毒液を設置

○啓発活動の実施

(1)新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための啓発を記載したポスターや「交通局ニュース」を、市バス全車内、地下鉄全駅、市バス・地下鉄案内所、京都駅・北大路バスターミナル及び定期券発売所で掲出



(2)地下鉄車内、駅構内及び北大路バスターミナルにおいて、感染拡大防止に係る啓発放送を実施

取組② バス運転士等の感染防止対策及び健康状態の把握

○マスク着用・手洗い・うがいの励行、出勤前の検温

※ とりわけ、バス運転士や地下鉄駅職員・乗務員については、毎日の始業点呼時等に感染症予防に関する注意事項の確認や、検温結果をはじめ、健康状態の確認を徹底

取組③ 市バス・地下鉄案内所等における感染拡大防止対策

○市バス・地下鉄案内所等の感染防止

飛沫感染防止の観点から、市バス・地下鉄案内所等の窓口にビニールシート及びアルコール消毒液を設置

※ 民営の乗合バスにおいても同様の取組をしています。

工 JR(新幹線)における感染症対策

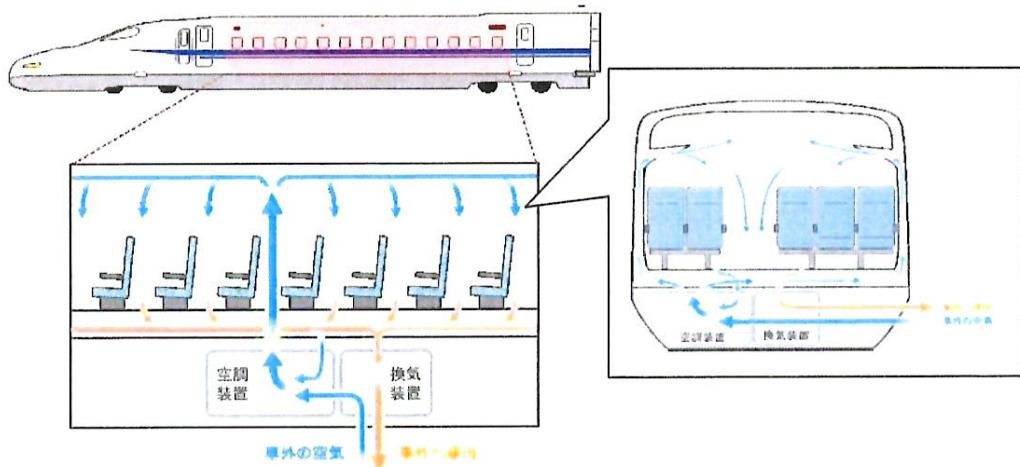
※JR各社の取組の詳細は、各社のホームページ等によりご確認ください。

感染症対策

取組① 車内換気

- 空調・換気装置により、常に外の空気との入れ替えを実施(計算上では約6~8分で車内の空気が新しい外の空気と全て入れ替え)

(空気循環イメージ)



取組② 車内の清掃・消毒

- 車両清掃時、トイレのドアノブ等の利用者の手が触れやすい箇所を定期的に消毒
(なお、新幹線車両は基本的に毎日消毒を実施) **写真A**
- 車掌が車内巡回時、消毒液を用いてトイレのドアノブ等を消毒 **写真B**



写真A



写真B

取組③ 駅構内

- 新幹線全駅に消毒液を設置
- 券売機等の利用者の手が触れやすい箇所を基本的に毎日消毒

取組④ 駅社員・乗務員の感染防止

- マスク着用や手洗いの励行

オ タクシーにおける感染症対策

参考となる業種別ガイドライン

「タクシーにおける新型コロナウィルス感染予防対策ガイドライン」

((一社)全国ハイヤー・タクシー連合会)

修学旅行に配慮した感染症対策の取組例

取組例① 車内対策

- ・車内の消毒液、抗菌おしごり等の設置
- ・運転席とその後部座席との間の飛沫防止シート(仕切り板)の設置 **写真A**
- ・可能な限り後部座席へ乗車するよう利用者への協力依頼
- ・出庫・入庫時の車内清掃や消毒の徹底、利用者降車後の車内清掃や消毒 **写真B**
- ・走行中のエアコンによる外気導入や定期的な窓を開けての車内換気



運転席の周囲に飛沫防止
ビニールシートを設置

写真A



車内清掃用装置

写真B

取組例② 乗務員(ドライバー)の感染防止

- ・3密を避けた点呼の実施、基本的な感染予防対策の徹底を指示
- ・出庫・入庫点呼時等、通常の健康状態のチェックに加え、検温の実施 **写真C**
- ・乗務中のマスク着用及び3密を避けた観光案内の実施
- ・手洗い、手指の消毒の励行
- ・運行記録の徹底



写真C

5 修学旅行生のみなさまにお願いしたい感染症対策

令和2年6月4日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第1版)」について、修学旅行の実施に際しては、「手引き等を参考に旅行事業者等と連携し、新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に努めるよう」示されているところです。

安心・安全な修学旅行を実施するためにも、また、京都をはじめ、修学旅行で訪れる土地やそこで出会う多くの人々のためにも、新型コロナウイルスの感染予防・拡大防止の観点から、上記事務連絡で紹介されている手引きを参考に、修学旅行生のみなさま、保護者や学校関係者のみなさまにおかれても、感染症対策の実践をよろしくお願いします。

<ガイドライン>

「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」((一社)日本旅行業協会、【協力】(公財)日本修学旅行協会、(公財)全国修学旅行研究協会)

(1) 出発前の対策

対策	生徒	保護者	学校
感染予防対策の事前学習	○	○	○
同居の家族を含め、健康観察の徹底(出発前14日間)、発熱等の症状がある場合は旅行を自粛	○	○	○
感染者との濃厚接触の有無確認(出発前14日間)、濃厚接觸がある場合は旅行を自粛	○	○	○
食事アレルギー、既往症、重症化リスクの事前確認	○	○	○
保護者からの参加同意書の提出		○	○
3密を避けることができる行動経路・範囲を計画			○
感染予防対策の徹底を旅行業者等の関係事業者に要請			○
定期的、計画的な手洗いや消毒の機会の確保			○
感染予防のための物品の用意(マスク(1日1枚)、体温計、ハンカチ(1日1枚)、ティッシュ、マスクを置く際の清潔なビニール袋等、使用済みのマスク等を入れるビニール袋等)	○	○	○
万が一、中止となった場合の対応の検討			○

(2) 出発後の対策

対策	生徒	保護者	学校
マスク着用(食事, 入浴, 就寝以外), 咳エチケット, 手洗い・消毒の徹底 ※ 熱中症の恐れがある場合は換気し, 人と人との距離を確保したうえでマスクを外す。	○		○
人と人の距離を確保(2 メートル)	○		○
大声での会話を控える	○		○
朝・夕の定期的な検温	○		○
集合, 移動は 3 密にならない体制・方法・時間で実施	○		○
感染拡大を最小限に抑えられるよう出発時と同じ班・グループでの行動を徹底	○		○
旅行計画に変更が生じた場合, 変更内容の記録			○
感染疑い者の発生時, 感染疑い者の隔離・看護(管轄保健所, 医師の判断に従うこと)	○	○	○
感染者の発生時, 感染者の隔離・看護と, 濃厚接触者の特定・隔離・健康観察(管轄保健所, 医師の判断に従うこと)	○	○	○

<体調不良時の対応における留意点>

新型コロナウイルス感染症により, 京都市内においても, 全国と同様に医療機関への負担が増しており, 提供できる医療が通常時とは異なります。

このため, 学校関係者のみなさんに, 児童生徒, また引率者の体調不良時に, **急を要する体調悪化などを除き, 現下の医療の状況を踏まえて慎重に病院受診の判断をしていただくことが必要です。**

- <新型コロナウイルス感染症が疑われる症状としての相談の目安> ※京都市情報館より
- ・「息苦しさ(呼吸困難)」, 「強いだるさ(倦怠感)」, 高熱等の**強い症状のいずれかがある**。
 - ・**重症化しやすい方(※)で**, 発熱や咳などの**比較的軽い風邪の症状**がある。
(※)重症化しやすい方(高齢者, 糖尿病, 心不全, 呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患等)等の基礎疾患のある方, 透析を受けている方, 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方), 妊娠中の方はすぐにご相談ください。
 - ・上記以外の方で, 発熱や咳などの**比較的軽い風邪の症状が続いている**。
(症状が 4 日以上続く場合。症状には個人差がありますので, 強い症状と思う場合にはご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

京都滞在中, 発熱等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が生じた場合は,

きょうと修学旅行専用24時間感染電話相談窓口

☎ 075-708-3676 まで, ご相談ください。

※ 京都市以外の京都府内(宇治市, 亀岡市等)滞在中においても御利用いただけます。

6 修学旅行専用電話の設置について

京都への修学旅行に関し、現在、2つの相談電話を設置しています。

修学旅行前の相談は、①の相談窓口で対応します。

京都滞在中の緊急時に適切に対応できるよう、②の相談窓口の混線を回避するため、内容に応じた使い分けに御協力をお願いします。(②でお受けした一般的な相談は、①を御案内することになります。)

	①修学旅行専用電話相談窓口 (京都観光推進協議会事務局)	②きょうと修学旅行専用 24時間感染電話相談窓口
電話番号	075-744-1308	075-708-3676
受付時間	平日午前9時～午後5時 (ただし、正午～午後1時を除く。) *年末年始(12/28～1/3)は休み	土日祝日を含む24時間 *年末年始等の予定は「きょうと修学旅行ナビ」にて御確認ください。
対象	広く一般的な相談	現に京都に滞在中の修学旅行生に関する相談
受付内容	新型コロナウイルス感染症に係る取組をはじめ、京都への修学旅行を検討中の学校等からの修学旅行に関する様々な相談に応じる。	京都滞在中、新型コロナウイルスの感染疑いが生じた場合に、健康上の相談や医療機関の紹介を行う。

* ①は、京都市内の情報について対応いたします。

* ②は、京都市以外の京都府内(宇治市、亀岡市等)滞在中においても御利用いただけます。

(3) 帰宅後の対応

対応	生徒	保護者	学校
健康観察の徹底(帰着後14日間)	○	○	○
感染者が発生した場合(京都出発後2日以内に、感染疑いの症状が出た場合に限る。), 京都市への情報提供		○	○

(4) 万が一を想定し、濃厚接触者を増やさないために

集団行動を基本とする修学旅行においては、万が一、修学旅行生から新型コロナウイルス感染者が発生した場合を想定し、その影響を最小限に抑えるため、できる限り濃厚接触者を増やさないよう、行動計画を立てることが重要です。

また、万が一、感染者が発生した場合、濃厚接触者の特定が円滑に行われるよう、行程表、乗り物や日中活動、食事、宿泊時の部屋割り表などの修学旅行生のグループリスト、行動記録等を備えていただきますようお願いします。

<濃厚接触者を増やさないための工夫>

- ・マスク着用やこまめな手洗い、手指の消毒等を徹底する。
- ・公共交通機関での移動中等は、できる限り会話を控え、大声で話さない。
- ・修学旅行中は、できる限り、メンバーを固定した少人数グループで行動する。
(日中活動だけでなく、乗物乗車中の配席、宿泊施設での部屋割りなども考慮し、グループを保持するとともに、グループ間の接触も避けるよう工夫する。)
- ・体調不良者を早期に把握する。

<新型コロナウイルス豆知識>

※厚生労働省ホームページより

①濃厚接触の判断要素

濃厚接触かどうかを判断するうえでの重要な要素は、「距離の近さ」と「時間の長さ」です。

具体的には、必要な感染予防策をせずに手で触れること、又は対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

ただし、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断することになります

②濃厚接触者の判断の対象となる方

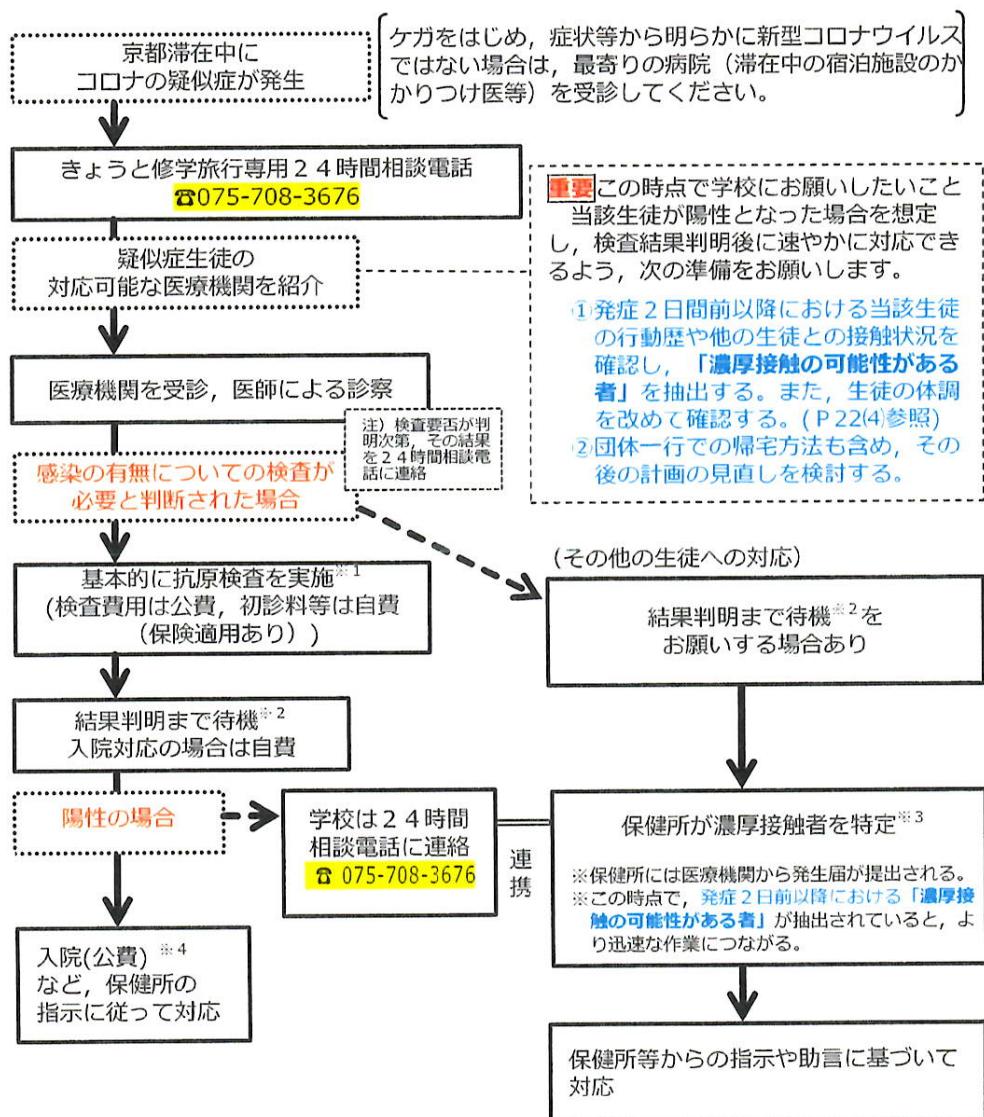
ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から入院等をした日まで)に感染者と接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

7 京都滞在中、修学旅行生に感染疑いが生じた場合の対策

修学旅行 新型コロナウイルス感染症疑似症発生時の対応フロー

本フローは、宿泊施設で修学旅行生に疑似症が発生した場合を想定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令に基づき実施される措置やその他状況に応じて、見直す可能性があります。



※ 1 検査結果判明までの迅速性等を考慮し、抗原検査（検査結果判明まで約 30 分）の実施を基本とします。（検査前には診察までの待ち時間などがありますので、予め御了承ください。）

※ 2 原則として、宿泊中の宿泊施設での待機をお願いすることとなります。待機の際には、できる限り生徒同士などの接觸を控えるようにしてください。

なお、諸般の事情により当該宿泊施設での待機が困難な場合に備え、京都市で待機場所を確保しています。（保健所の要請に基づく待機に際して利用でき、施設利用料は京都市が負担します。ただし、待機場所の収容人数には上限（概ね 90 人）があります。）

※ 3 濃厚接觸者の範囲は、学校による「濃厚接觸の可能性がある者」の抽出結果を踏まえて、保健所が判断します。

※ 4 入院中も保護者等と連絡が取れるよう、京都市で貸出用スマートフォンを準備しています。